

○メーリングリスト利用内規

(目的)

第1条 本内規は、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に基づき、佛教大学（以下「本学」という。）が設置するメーリングリスト（以下「ML」という。）の円滑な利用を図るため、必要な事項を定め、MLの保護と活用ならびに情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

(申請者ならびに責任者)

第2条 MLの利用申請者、ならびに責任者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任教職員
- (2) その他、運用管理責任者が認めた者

(利用の手続き)

第3条 MLの利用手続きについては、次のとおりとする。

- (1) MLを設置し利用する者は、「メーリングリスト利用・削除申請書」（別記様式1号）を運用管理責任者に提出し、承認を得なければならない。
- (2) MLを運用するためには、責任者を置かなければならない。
- (3) MLのリスト名称は、「ml_リスト名@bukkyo-u.ac.jp」とする。

(責任の所在)

第4条 MLの運用にあたり、責任者は以下の責任を負う。

- (1) 参加者の登録、更新および廃止
- (2) ML運用方針の決定と参加者への周知
- (3) MLの運用が原因となって生じる一切のトラブルへの対応
- (4) MLを利用し交換される情報内容の管理
- (5) MLの運用・管理に関するすべての事項

(利用期間)

第5条 MLの利用期間は年度単位（4月～翌年3月）とする。

(運用)

第6条 MLの運用にあたっては、以下の事項に注意する。

- (1) MLに登録できるのは、次のとおりとする。
 - ① 専任教職員
 - ② 学生（学部生，大学院生），研究員・研究生，課程本科生，科目等履修生
 - ③ 本学専任教員の授業科目の登録者（他大学学生，TA含む）
 - ④ 本学が認めた学会に所属する会員
 - ⑤ その他、情報システム部長が認めた者
- (2) 1通のメール送信にあたり、1MBを要領の上限とする。

(損害の免責)

第7条 本学は、MLの利用および不利用により発生したメンバーおよび第三者の損害について、一切の賠償の責任を負わないものとする。

第8条 メンバーがMLを利用することにより、当該MLメンバーを含む他人に対して損害を与えた場合、当事者同士の自己責任により解決するものとし、本学には、一切の損害賠償、救済を求めないものとする。

(改廃)

第9条 本内規の改廃は、情報システム委員会の議を経て、運用実施責任者が決定する。

附則

第1条 本内規は、平成29年4月1日から施行する。